

地域の商業活性化の取組を行う場合、 「中小商業活力向上補助金」が受けられます

昨年度まで「少子高齢化等対応中小商業活性化事業費補助金」として、商店街振興組合、商工会、商工会議所等が行う活性化の取組に補助を行ってきましたが、平成20年度より、「中小商業活力向上補助金」に名称を変更するとともに、その対象を大幅に拡充しました。

地域の商業活性化に取り組む皆様はぜひ本補助金の活用もご検討いただき、より取組の実効性を高めていただければと思います。

主な拡充点

1. 対象要件を拡充

これまで少子高齢化や安全安心等の課題に対応するものに限られていましたが、集客力向上や商店街のIT化など、生産性の向上に寄与する幅広い取組が対象となりました。

2. 対象となる事業を追加

商店街のイメージアップのためアーケードを撤去する事業、ポイントカードや電子マネーの導入事業、新規イベント立ち上げ事業(毎年実施する予定のもの)や周年イベント事業等が追加されました。

3. 対象事業者を拡充

これまで対象となっていた商店街振興組合、商工会、商工会議所等に加え、ソフト事業と一部の設備整備事業については、一定の要件を満たす民間事業者も補助対象となりました。

対象事業の例

ハード事業

アーケード、カラー舗装、インキュベータ施設、テナントミックス店舗、街路灯、商店街休憩所、児童遊戯施設等の整備 等

ソフト事業及び民間事業者も対象となる設備整備事業

空き店舗を使ったチャレンジショップ・保育施設・高齢者交流施設・アンテナショップ等の設置・運営、防犯カメラ設置、電子マネー・ポイントカードシステムの導入、AED(自動対外式除細動器)の整備、新規イベント立ち上げ事業、共通駐車券システム整備 等

補助対象者

商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合、NPO法人、その他の民間事業者(個人事業者を除く。) 等

基本的な流れ

各地方の経済産業局に補助金要望書を提出(市町村経由)

↓
事業内容のヒアリング・採択の決定

↓
事業の実施・完了

↓
対象事業費の1／2の補助金を交付(事業規模の下限200万円、補助金上限5億円)
※自治体等が別途支援を行う場合はさらに負担を抑えられる場合があります。

※より詳しい内容は中小企業庁ホームページの補助金等公募案内をご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/koubo/index.html>

具体的な活用方法・対象費目の例

アーケード整備事業

対象事業費：アーケード建設費（掛け替えの場合は撤去費も対象に含む）

例：事業費1億円のアーケード整備事業を実施する場合、

1／2の5千万円を本補助金で補助（事業者負担額5千万円）

※カラー舗装や街路灯等、他のハード事業についても扱いは概ね同様です。



空き店舗を活用した保育施設の整備・運営事業

対象事業費：空き店舗賃借料、内装費、備品費、イベント費 等

例：商店街の空き店舗を賃借し、保育施設を整備する場合、

空き店舗の家賃、内装費等の1／2を本補助金で補助

（最長3年間）



電子マネー導入事業

対象事業費：備品費 等

例：商店街の各店舗に電子マネー読み取り端末やポイント

カードシステムを導入する場合、

機器購入・設置費等の1／2を本補助金で補助



新規イベント立ち上げ事業

対象事業費：イベント費、備品費、雑役務費 等

例：商店街で新たに次年度以降も実施予定のイベントを立ち上げる場合、イベント

開催にかかる経費、アルバイト代等の1／2を本補助金で補助（最長3年）

アーケード撤去事業

対象事業費：アーケード撤去に係る経費

例：被災したり老朽化したアーケードを撤去し、商店街の安全確保・イメージアップ

等に取り組む場合、撤去に係る費用の1／2を本補助金で補助